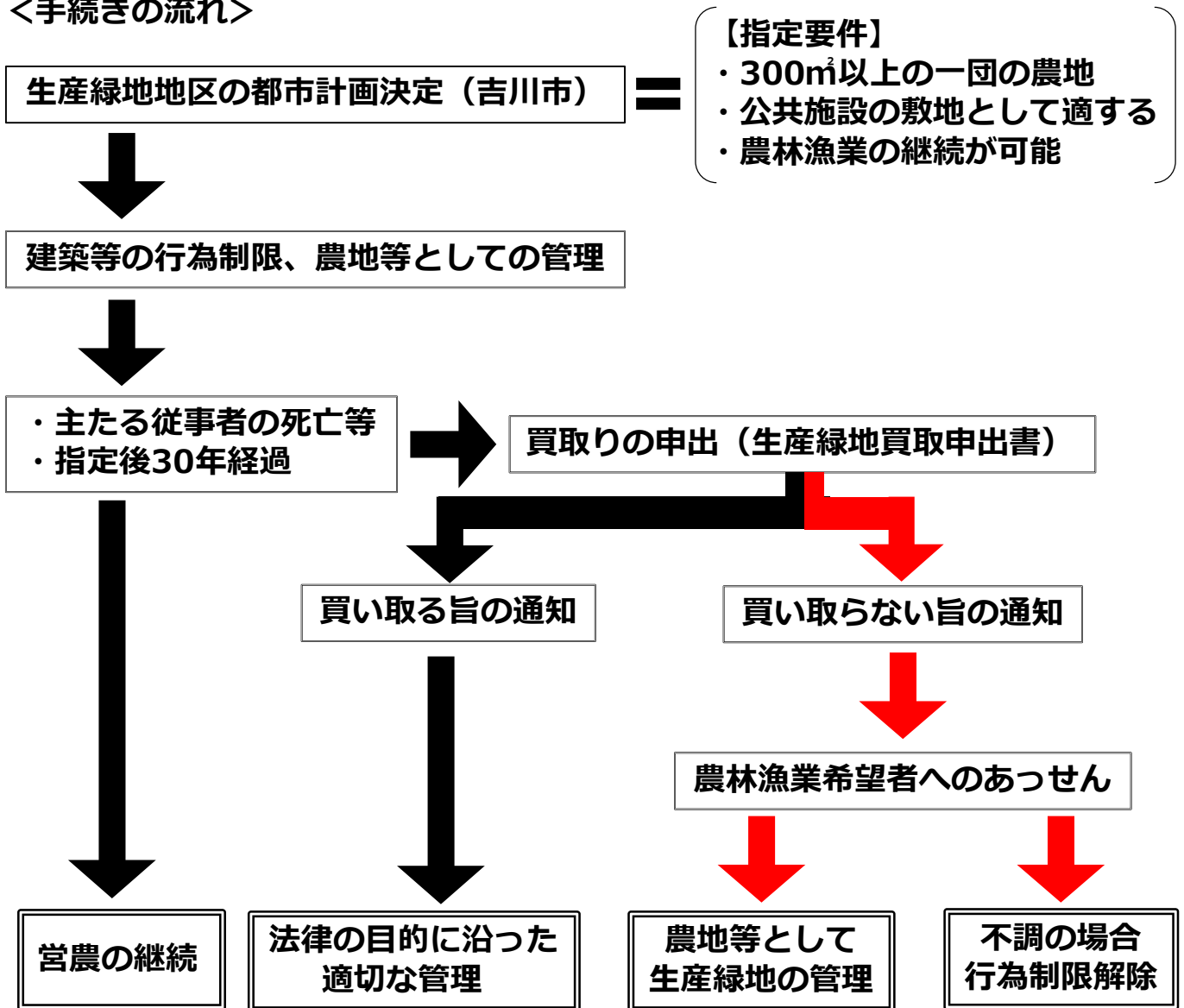


生産緑地制度の概要

- 市街化区域内の農地で良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している300㎡以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度です。
- 三大都市圏特定市では、生産緑地以外の市街化区域農地は宅地並み課税が適用されるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられています。

<手続きの流れ>



<税制措置>

- ・ 固定資産税が**農地課税**
- ・ 相続税の**納税猶予制度が適用**

